TAKAHAMA 50TH ANNIVERSARY × 高浜市若者会議

高浜市の未来を表現する シンボルマーク（案）大募集

これからの高浜市を担う世代の人たちが、未来に希望を持って次の50年を築きあげていくためのシンボルとなるシンボルマークのデザインを募集します。このシンボルマークは市制50周年に関する取り組み全般、ならびに、これからの高浜市を担う世代である若者の支援事業全般に使用します。

応募資格 どなたでも結構です。個人・団体は問いません。

応募方法 所定の応募用紙に必要事項を記入し、作品とともに郵送、持参または電子メールで応募してください。応募用紙は市公式ホームページからダウンロードできるほか、市役所２階総合政策グループ、いきいき広場で配布します。
※詳細は市公式ホームページのシンボルマーク募集要項を確認してください。

【持参・郵送の場合】
市役所２階総合政策グループまで郵送または持参してください。
※データをＣＤ－Ｒなどの電子媒体に収めてください。
【電子メールの場合】
応募用紙ファイルと作品データを添付し、下記アドレスまで送信してください。
seisaku@city.takahama.lg.jp

応募期限 **平成31年1月31日（木）【必着】**

応募内容
⑴高浜市のこれからを担う若者たちが、高浜市の未来に希望を持てるような表現であること。
⑵シンボルマークは2021年以降の「市制50周年」が終了したあとも、若者支援事業のシンボルとして活用していきますので、どちらで使用しても違和感のないデザインとしてください。

採用されたら **デザイン謝礼（1点）　5万円**　※採用は１点のみ
※シンボルマーク（案）として採用された応募者の方には、改めて、正式にシンボルマーク作成を依頼し、デザイン謝礼をお支払いします。
※採用された方が未成年の場合は、作成依頼にあたり、保護者の同意書が必要です。

シンボルマーク応募条件

⑴ 作品はＪＰＥＧ、ＰＮＧのいずれかの画像形式で提出してください。
⑵ 応募点数の制限はありません。
⑶ 作品は未発表のものにかぎります。また著作権や商標権、その他の第三者の権利を侵害する恐れがないものとしてください。他人の作品に類似しているもの、他人の諸権利に抵触するものは採用後であっても採用を取り消す場合があります。
⑷ 彩色は自由ですがモノクロでの使用も考慮してください。また、拡大、縮小しても使用に耐えられるデザインにしてください。
⑸ 応募にかかる費用は、応募者の負担とします。
⑹ 応募作品は採用・落選に関わらず返却しません。（採用は１点のみ）
⑺ 選考経過に関する問合せには対応できません。
⑻ データサイズは５ＭＢ未満となるようにしてください。
⑼ 採用作品は、一部補作して使用する場合があります。この際、補作について調整のため連絡させていただくことがあります。
⑽ 著作権の取扱いに関し、採用されたシンボルマークに係る一切の権利（著作権法第２７条及び第２８条）はすべて高浜市に帰属するものとします。また採用されたシンボルマークに関して著作者人格権を行使しないものとします。採用後、シンボルマークのデザイン依頼をさせていただく際、作者と高浜市は、著作権譲渡契約を締結するものとします。
⑾ 応募者の個人情報は許可なく第三者に開示はしません。ただし、採用決定者の氏名、住所（市町村名まで）は市公式ホームページなどで公表します。
⑿ 応募の時点で、応募条件に同意いただいたものとします。